

## ●神戸市青少年会館に登録できる団体

令和6年度

### 1 青少年団体

- ① 青少年の健全育成と青少年の仲間づくりを目的としていること。  
※ 青少年（おおむね30歳まで）を主たる対象としているものであり、たまたま青少年が主たる構成員となっているものはこれに含まない。
- ② 営利目的ではないこと。
- ③ 継続的な活動を行っていること。
- ④ 入会希望があれば誰でも入会可能であること。ただし、性別・年齢等の普遍的な入会条件を設けているものはよい。
- ⑤ 原則として会則・会員名簿を作成していること。
- ⑥ メンバーのうち、概ね半数以上が30歳以下の方であること。

### 2 青少年育成団体

- ① 青少年の健全育成を目的としていること。
- ② 営利目的でないこと。
- ③ 公的な活動を行っていること。
- ④ 原則として規約、役員名簿等を作成しており、本年度の活動報告、決算報告書、次年度の活動計画、予算書を提出すること。
- ⑤ 会の運営が民主的であること。
- ⑥ 継続的な活動を行っていること。

※メンバーが5名以上であること。（但し、初年度については3名以上でも構わない。）

## ●提出する書類について

### 1 青少年団体

- ・新規登録団体申請書
- ・会則又は規約【会則モデルと同程度の内容を記載してください。】
- ・名簿【青少年会館が指定している様式でご提出ください】

### 2 青少年育成団体

- ・新規登録団体申請書
  - ・会則又は規約【会則モデルと同程度の内容を記載してください。】
  - ・名簿【青少年会館が指定している様式でご提出ください】
  - ・活動報告書及び決算書
  - ・活動計画書及び予算書
- \*活動計画と活動報告は、青少年の健全育成に寄与する活動を記載してください。

## ●提出の期限について

- 1 5日までに提出された申請は、当月の登録審査会で諮ります。
- 1 6日以降に提出された申請は、翌月の登録審査会で諮ります。